

議案第122号

令和3年度松阪市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度松阪市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和3年11月24日 提出

松 阪 市 長      竹 上   真 人

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
水質検査業務に係る契約	令和3年度～令和4年度	3,702

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
水質検査業務に係 る契約	千円 3,702		千円	R3~4	千円 3,702	千円	千円	千円	千円 3,702